

秩父広域市町村圏組合 入札参加停止措置業者一覧表（工事等）

業者名	本店所在地	入札参加 停止期間	入札参加停止の理由
有限会社キヨカワ設備	〒369-1802 埼玉県秩父市荒川上田野 1 6 7 8 - 1 3	R7.7.4～R8.1.3 6か月	有限会社キヨカワ設備は、秩父市内において給水装置工事未承認施行の違反行為を行い、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱に基づき、指定の停止処分 6 か月（令和 7 年 7 月 4 日から令和 8 年 1 月 3 日まで）が決定した。 本違反行為は、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第 2 第 7 号（不正又は不誠実行為）に該当するため。
株式会社中央技術コンサルタンツ	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8 - 5 - 1	R7.8.18 ～R8.1.17 5か月	株式会社中央技術コンサルタンツの支店長は宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 2 1 日に宮城県警察に逮捕された。 同社支店長が公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕されたことが、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第 2 第 4 号の（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

極東開発工業株式会社	〒541-8519 大阪府大阪市中央区淡路町 2 - 5 - 1 1	R7.10.16 ～R8.2.15 4か月	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことが独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 今回の独占禁止法に違反する行為については、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号の（独占禁止法違反行為）に該当するため。
新明和工業株式会社	〒665-8550 兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1	R7.10.16 ～R7.12.15 2か月	新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことが独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。 今回の独占禁止法に違反する行為については、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号の（独占禁止法違反行為）に該当するため。

株式会社斎藤組	〒369-1871 埼玉県秩父市下影森 1 6 3	R7.12.1 ～R8.3.31 4か月	株式会社斎藤組は、組合が発注した（ゼロ債務）横瀬町町道 3 1 0 7 号線外配水管布設替工事において、掘削作業中に通信ケーブルを切断し、通信障害を発生させた。 事故当時、工事請負契約約款第 1 0 条第 2 項に違反して現場代理人は現場に常駐しておらず、通信ケーブルの切断を確認してから 8 時間以上経過するまで監督員への連絡がなかった。施工計画書を遵守せず緊急時の連絡体制が機能しなかったことから関係機関への対応が遅れたため、近隣住民や近隣企業への損害が大きくなった。 事故の原因調査をする中で、当工事の現場代理人は組合に対して兼務届を提出せずに他工事の主任技術者を兼務していたことが発覚した。 本違反行為は、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第 2 条第 1 項別表第 1 第 4 号（契約違反）、同要綱別表第 1 第 5 号（公衆損害事故）、同要綱別表第 2 第 7 号（不正又は不誠実行為）に該当するため。
---------	------------------------------	-------------------------	---